

簡易水道とは…給水人口が101人～5000人の水道事業になります

令和3年度  
審議分

## 相模原市簡易水道事業審議会 から答申書が提出されました

学識経験者・関係機関・公募市民などで構成される簡易水道事業審議会から令和2年度審議分に引き続いて、令和3年度審議分について令和4年3月30日に答申を受けました。



審議会の様子

諮問  
内容

### 相模原市簡易水道事業の経営のあり方について

#### 審議会から市への答申の内容

#### ① 取り組むべき方策の優先順位

(ア)アセットマネジメント<sup>(※1)</sup>の

推進

(イ)経営戦略<sup>(※2)</sup>の策定

(ウ)地域水道ビジョン<sup>(※3)</sup>の

中間見直し

(エ)施設耐震化計画<sup>(※4)</sup>の策定

(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の具体的な  
内容・手段については、令和2  
年度に答申を受けています。



早期に  
取り組む  
べき方策

#### ② 取り組むべき方策の具体的内容・手段

(オ)広域化の段階的取組

- 中山間地域に施設が点在する地域特性やこれまでの経緯なども考慮した上で、県央地域の広域化などに関する検討会を活用し、業務の共同化など広域化に向けた検討を進めることが妥当
- 各業務内容を分析・分類した上で、共同化が可能なところから具体化の検討を行うことが妥当
- 他事業者の技術・ノウハウなどについて学習し、技術力の向上を図ることが望ましい

(カ)維持管理体制の強化

- 施設の維持管理に携わる民間企業と連携し、包括委託を視野に、段階的に委託化を進めることが妥当
- 水道施設台帳について、整備・更新を行いながら、予防保全型の管理に活用することが必要
- 5年以上の実務経験を有する職員について、2名以上を配置するとともに、維持管理マニュアルや研修計画を作成し、専門性の向上を図ることが望ましい

(キ)業務継続計画(BCP)の策定

- 風水害による土砂災害について、土砂災害ハザードマップに水道施設を落とし込み、位置関係を図面化することで、被災時の対応方法を検討し、非常時対応の強化に繋げることが妥当
- 風水害対策に有効なタイムライン(防災行動計画)を作成することが妥当

今後  
に継続的  
・段階的  
に

(オ)広域化の段階的取組

(カ)維持管理体制の強化

(キ)業務継続計画(BCP)<sup>(※5)</sup>

の策定

令和3年度は3つ  
の方策の内容につ  
いて審議しました。



(※1)中長期的な視点で効果的に施設を管理・運営する活動  
 (※2)財政的な裏付けとなる中長期的な経営の基本計画  
 (※3)水道に関する課題に対処するため具体的な施策及び方策等を示した計画  
 (※4)既存施設の重要度や優先順位を考慮し計画的に耐震化に取り組むための計画  
 (※5)大規模災害発生直後において優先度の高い業務を実施・継続するための計画



これまでに受けた答申内容を踏まえ、  
簡易水道事業の経営健全化に向けて  
取り組んでいきます。

# 審議会トピック ～水道料金編～

審議会では簡易水道事業の経営の健全化について検討されているけど、水道を使用している私たちにとって、今後どのような影響があるの？

収入の確保に向けた取り組みとして、**水道料金の改定**について検討されています。料金体系を受益者負担の原則から、

- ① **定額制を廃止し従量制に統一**すること
- ② 市民の料金格差の解消を図る観点から **神奈川県営水道と同水準**にすることが妥当とされています。

どうして、水道料金の改定が検討されているの？

簡易水道事業では、税金ではなく皆さまからいただいた**水道料金を主な財源**として運営しています。

しかし、現在の料金収入では水道事業の維持に必要な費用を賄うことができず、**赤字の状態**となっていて、このままでは**今後の経営が厳しくなる**恐れがあります。

こうした背景から、現在の県営水道と同一に設定した場合の試算が審議会でも報告されています。

## ●県営水道との使用料差額●

(税込金額)

	地 区	2か月あたりの使用水量				
		10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	60m <sup>3</sup>	80m <sup>3</sup>
使用料金の差額	青根地区	-1,958円	-1,395円	+1,498円	+5,282円	+10,496円
	藤野地区	-534円	-517円	-352円	+704円	+3,190円

※上記の金額は、県営水道(令和4年8月現在)の料金体系に設定した場合の現在との差額を表しています。

現在の市営簡易水道と神奈川県営水道の使用料を比較してみると、**水道使用量が少ない家庭は負担額が減る**こととなります。

**必ずしもすべての使用者にとって負担額が増えるわけではないんだね！**

水道は重要な社会インフラであるため、今後も慎重に議論を深めていき、使用者の皆さまから理解が得られるよう丁寧な説明を行いながら取り組んでまいります。今後も簡易水道事業へのご理解、ご協力をお願いします。



緑区イメージキャラクター  
ミウル



相模原市マスコットキャラクター  
さがみん



▲市ホームページ

審議会の詳細については、市ホームページにて公開しております。



# 藤野南小学校で水道の授業を行いました

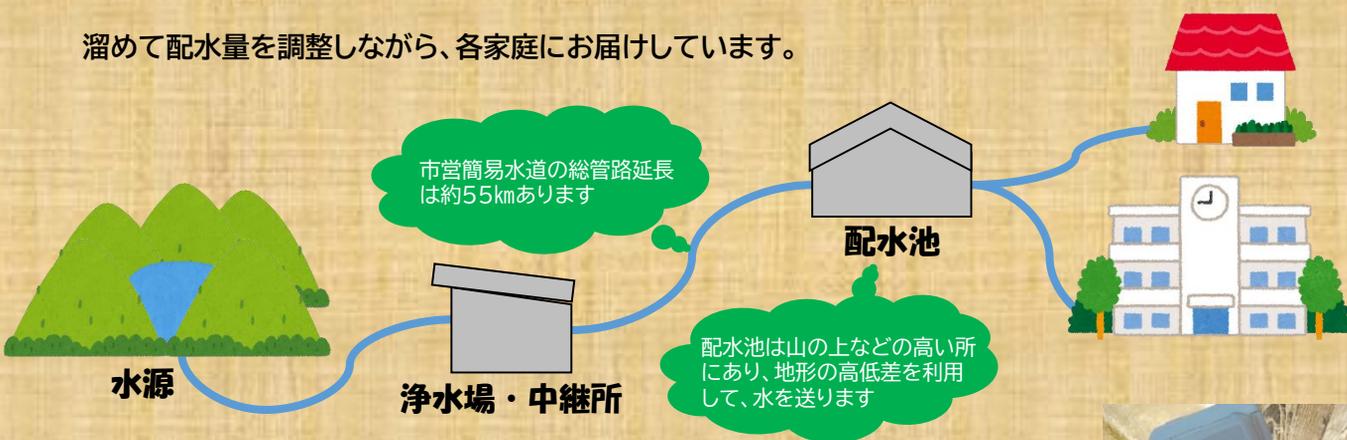
藤野南小学校を訪問し、4年生9名の子供たちに水道の大切さや水道水が家庭に届くまでの仕組みを説明しました。職員が毎日行っている水質検査を体験してもらい、いつも私たちが使っている水道水が清潔で安全であることを実感してもらいました。また、学校近くにある取水地や配水地の中を見学しました。普段見ることができない水道設備に子供たちはみんな、食い入るように中を見学し、興味津々に説明を聞いていました。



## 水道のおはなし ～水道水が届くまで～

市営簡易水道は主に深井戸や湧き水を水源として、みなさんの家庭に水を供給しています。

水源から取水した水は見た目はきれいでも、目には見えない細菌など私たちの体にとって悪い物質が含まれています。そのため、浄水場や中継所で塩素消毒を行うことで、安心して飲める水にしています。その後、安定的に水道水を供給するために、送水された水を一度配水池で溜めて配水量を調整しながら、各家庭にお届けしています。



また、水道の安定供給には日々の施設点検や水質検査も欠かすことはできません。津久井土木事務所では毎日、日常点検を実施しており、市営簡易水道の供給エリアである青根地区、藤野地区の10か所以上の現場を回り、安全安心の水道の供給に努めています。



▲水道水に含まれる次亜塩素酸濃度を測定し、水質検査を行っています。



▶ 各水道施設を巡回し、計器を見ながら、機器に異常がないか確認しています。

# お知らせ

## 引っ越しなどの際に必要な手続きについて

引っ越しや長期不在などにより水道を使わなくなる場合は、休止届を必ず提出してください。休止される日にちをお知らせいただくことで、その日までの使用料を請求させていただきます。また、不動産売買などにより水道使用者が変更となる場合は休止届のほかに使用者変更届の提出も必要となります。

簡易水道 休止



各種届出書は市ホームページ内からダウンロードできます

## 指定給水装置工事事業者について

水道の増設・修繕・撤去などの工事を行う際は、相模原市が指定する指定給水装置工事事業者に工事を依頼してください。工事にかかる費用は事業者とお客様との契約になりますので、事前に数社から見積りを取り、作業内容や料金をしっかり確認してから契約することをおすすめします。指定を受けている事業者については市ホームページから確認いただけます。

簡易水道 事業者一覧



アクセスはコチラから▶

## あなたのお宅は漏水していませんか？

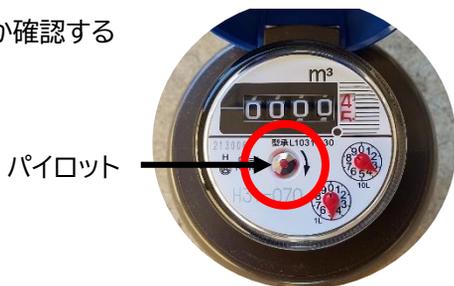
いつもより水道の使用量が多い時は漏水が発生している可能性があります。漏水を放置してしまうと地盤沈下の原因になったり、建物内にカビが発生し、腐食が進む恐れがあります。心当たりがある場合はまず津久井土木事務所(藤野班)まで連絡し、指定給水装置工事事業者へ修繕を依頼してください(修繕にかかる費用はお客様負担となります)。

## 災害時の節水にご協力ください

台風や地震などの災害時は、停電などにより作水できず、配水池にある水しか供給することができなくなるため、一時的に水道が使用できた場合でも、その後断水が発生する恐れがあります。そのため、災害時や断水復旧後しばらくは、飲み水や料理、トイレなどの必要最小限の使用に留め、節水に努めていただきますようご協力をお願いします。

### 漏水の確認方法

- ①建物(敷地)内の水道の蛇口を全て止める
- ②水道メーターのパイロットが回転しているか確認する



▶水道を使用していない状態でパイロットが少しでも回転していると、漏水の可能性が高いです！

水道料金のお支払い 口座振替が便利です 手続きはインターネットからでもできます

### Web口座振替受付サービスで手続き

#### 申込方法

- ① 相模原市ホームページで検索
- ② 「Web口座振替受付サービス」を選ぶ
- ③ 「簡易水道使用料(外部リンク)」を選ぶ
- ④ 受付サイトで必要事項を入力

QRコードからでもアクセスできます



### 金融機関で手続き

#### 申込方法

- ① 口座振替依頼書を記入  
※依頼書は市内の利用可能な金融機関の窓口または津久井土木事務所にあります。  
※手続きに必要なもの  
① 「口座振替依頼書」  
② 「預貯金通帳」  
③ 「口座届出印」  
④ 「使用料の納入通知書」
- ② 口座振替に対応している金融機関の窓口へ提出

### 【編集・発行】

相模原市都市建設局土木部津久井土木事務所簡易水道班

〒252-5172 相模原市緑区中野633(津久井総合事務所別館2階)

☎ 042-780-8210 FAX 042-780-1481

(津久井土木事務所藤野班)

〒252-5152 相模原市緑区小淵2000(藤野総合事務所3階)

☎ 042-687-5512 FAX 042-687-5688

簡易水道使用料第2期分(6月・7月分)の納入期限は令和4年8月31日(水)です。